

基準 2. 教育研究組織

基準 2. 教育研究組織

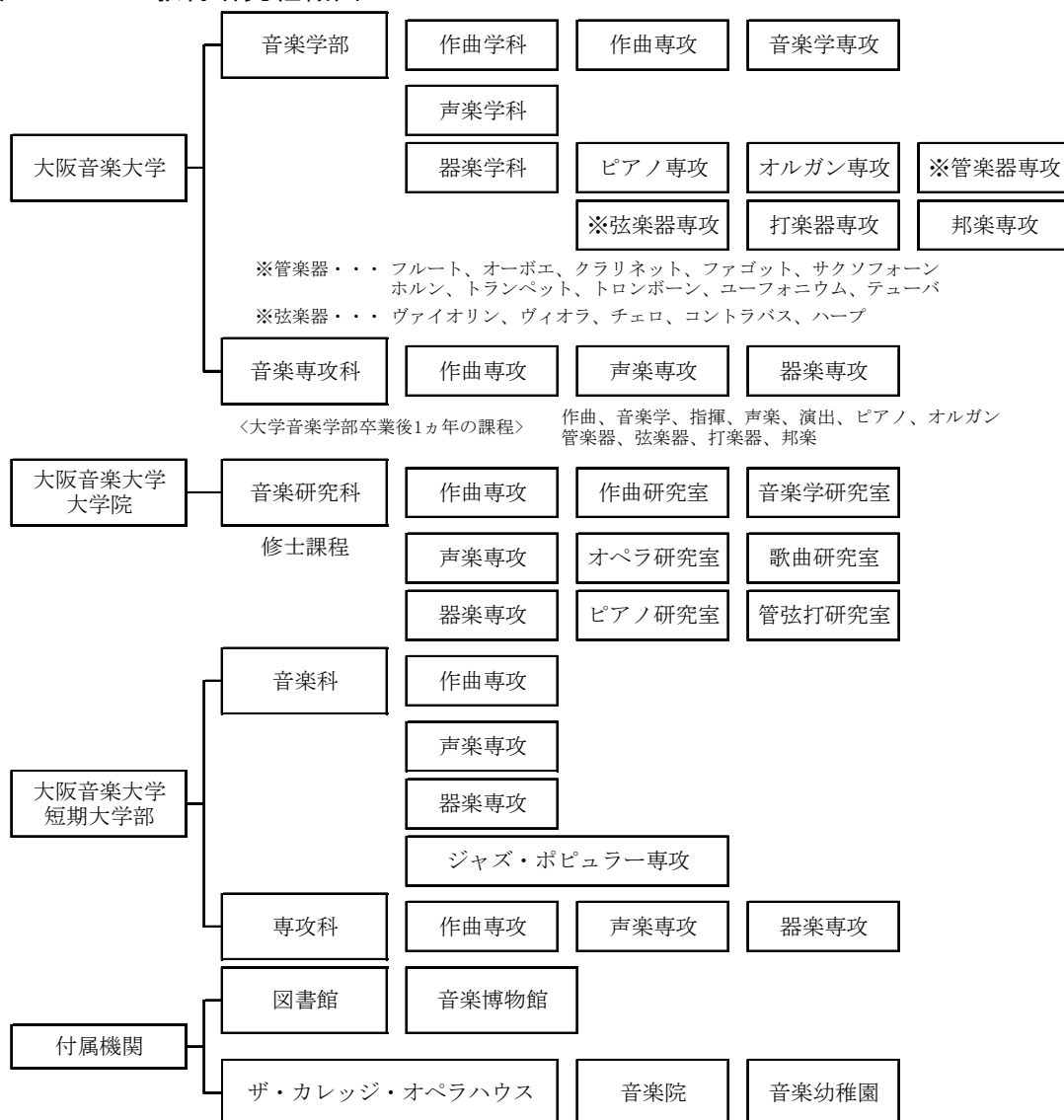
2-1. 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が大学の使命・目的を達成するための組織として適切に構成され、かつ、各組織相互の適切な関連性が保たれていること。

(1) 事実の説明（現状）

2-1-① 教育研究上の目的を達成するために必要な学部、学科、研究科、附属機関等の教育研究組織が、適切な規模、構成を有しているか。

学校法人大阪音楽大学は、「寄附行為」前文に「この学園は、大正 4 年永井幸次が音楽教育の必要を痛感してこれを創立しその努力によって大阪音楽大学に至るまで発展せしめた。この開学の精神を尊重し益々音楽教育に貢献せんとするものである」と記載している。この目的を達成するため、大阪音楽大学のほかに、大阪音楽大学短期大学部を設置している。また平成 17(2005)年現在、図書館のほか「音楽博物館」、ザ・カレッジ・オペラハウス、「ミレニアムホール」、「音楽幼稚園」及び「音楽院」を設置している。

図表 2-1-1 教育研究組織図



・附属機関としての図書館や音楽博物館は、資料のレファレンス、勉学や研究のために利用されている。ザ・カレッジ・オペラハウスは、座席数 756 席、残響時間は 1.2～1.4 秒のホールで、オペラの公演をはじめ、卒業演奏会、授業発表会、各種のコンサート・リサイタルにも利用される。学生にとって、「オペラハウス」の舞台に立つことが、大きな目標となり、向上心の源になっている。大学での各種行事（入学式、卒業式等）もここで行われる。「ミレニアムホール」は、座席数 302 席、残響時間は 1.7 秒の音楽ホール型大教室で、学生自身が音響、照明などの操作を実践しながら、舞台機構の学習を行えるようになっている。

2-1-② 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が教育研究上の目的に照らして、それぞれ相互に適切な関連性を保っているか。

・音楽学部は、「音楽芸術に関する知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的及び応用能力を展開させ、良識ある音楽家を育成する」ために作曲学科（作曲・音楽学の 2 専攻）、声楽学科、器楽学科（ピアノ・オルガン・管楽器・弦楽器・打楽器・邦楽の 6 専攻）及び 1 年制の音楽専攻科（作曲・声楽・器楽の 3 専攻）を置いている。また大学院音楽研究科修士課程は「広い視野に立って、芸術を修め、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うこと」を目的として作曲・声楽・器楽の 3 専攻を設置している。

・入学定員は、音楽学部では作曲学科 20 人、声楽学科 85 人、器楽学科 120 人であり、学部 3 年次編入は若干名である。音楽専攻科の入学定員は作曲専攻 2 人、声楽専攻 3 人、器楽専攻 5 人であり、大学院は、作曲専攻 2 人、声楽専攻 3 人、器楽専攻 5 人である。

・音楽学部、音楽専攻科及び大学院音楽研究科は学科、専攻ともに同一の構成を持ち、教育の一貫性と学習意欲に対応した教育課程の系統性を保っている。

・附属機関は学部、専攻科、研究科の教育・研究を支援するとともに、教育研究を支援し、その成果を社会に還元し、社会連携活動を行うためにも十分な人的・物的な規模と資源を有している。

（2）2-1の自己評価

・教育・研究の根幹となる学士課程としての音楽学部は、作曲、声楽、器楽の 3 学科から構成されている。これらの学科は、併設されている 1 年の課程である音楽専攻科および 2 年の大学院の構成と対応したものになっており、音楽における芸術性を高めるための研究や研鑽を可能にしている。これをサポートするのが附属機関であり、資料の分野では図書館、「音楽博物館」があり、演奏や発表の場として、「オペラハウス」と「ミレニアムホール」がある。また、音楽院や音楽幼稚園は、音楽に親しむことから始めており、優秀な受験生の獲得の一翼を担っている。

・大学全体の教育・研究に係わる問題への対応については、学長、教授会、「運営会議」、各種委員会、部会があり、教育研究の諸問題や基本方針を発議、審議を行い決定している。附属機関においても、それぞれの機関内での会議が設置されており、各種委員会、「運営会議」、教授会へ提案や報告を行う。

・教育研究関連組織は、建学の精神に基づき、必要にして十分な体制を整えている。大学

全体の教育・研究に係わる問題は教授会において審議決定する。「運営会議」は、各専攻・課程から選出された「教育主任」が参加し、全学的な状況との乖離が生じないように調整を行うとともに、学長の諮問機関としての機能を果たしている。

・学校法人と教学の相互の調整については、理事長、学長をはじめとする役員・役職教職員が参加する「執行部連絡会議」において十分な意思疎通と連絡調整を図っている。

(3) 2-1の改善・向上方策(将来計画)

現在の教育研究組織は、有効に機能している。3年次編入については募集人員が「若干名」としているが、編入の定員化をはかるべく、音楽学部の入学定員の見直しを行う必要がある。

2-2. 人間形成のための教養教育が十分出来るように組織上の措置がとられていること。

(1) 事実の説明(現状)

2-2-① 教養教育が十分出来るような組織上の措置がとられているか。

・教養教育は主として一般教育科目、外国語科目、保健体育科目から構成されており、運営会議において決定された全学の方針を基にして、各教育主任が担うことになっている。また教養教育については、専門教育においても全人的な関係の中で教員と学生によるコミュニケーションを通じて日常的に行っている。大学院においては「芸術文化の諸相」の科目を開設し各界の著名人による講義を行っている。

・教養教育には導入教育、人間形成、実践的知識の獲得という多様な役割が期待されていることを踏まえ、常に中長期的視点と短期的視点からの見直しが必要であり、担当教員が教養科目の枠を越えて常に検討を行うことが求められる。

2-2-② 教養教育の運営上の責任体制が確立されているか。

音楽学部においては上記の一般教育、外国語、保健体育の専任教員がカリキュラムの企画と検討、教員担当、時間割等の運営責任を持つ。これらの部会からの発案は「運営会議」、教授会での審議・承認が必要である。また成績評価に関する検討と授業評価の結果の検討と活用などを行っている。大学院・音楽専攻科においては運営委員会が責任を持つ。

(2) 2-2の自己評価

一般教育科目、外国語科目、保健体育科目による教養教育は人間形成の基礎となる自己実現の動機付けを主たる目標として実施されている。一般教育科目、外国語科目、保健体育科目については、全学的な検討が進行中である。その中で音楽教育との関わりを具体化するために、保健体育科目の中に舞踏を取り入れる計画が検討されている。

(3) 2-2の改善・向上方策(将来計画)

・一般教育科目については、人間教育と日本語・情報教育の双方について科目の構成を新たに見直す検討に着手している。

- ・外国語科目については、すでに3,4年次学生を対象に「外国語コミュニケーション」を開設しているが、音楽を学ぶ学生にとって今後いっそう外国語能力を高める必要が生じてくることが想定されるので、外国語教育と専門教育の相互に資する教育内容および知識を向上させる取組みをFD活動として展開する必要がある。
- ・保健体育科目については、舞踏科目の導入を行う。

2-3. 教育方針等を形成する組織と意志決定過程が、大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう整備され、十分に機能していること。

(1) 事実の説明（現状）

2-3-① 教育研究に関わる学内意志決定機関の組織が適切に整備されているか。

学長は本学を代表し、教育研究を統括する。教育方針等を形成する組織として、教授会、「運営会議」、各種委員会を設置している。各種委員会等において議論された議案が、「運営会議」の場で審議され、議決される。逆に、案件によっては、「運営会議」の議論から各種委員会等へ審議・立案を依頼する場合もある。「運営会議」の審議を経て立案・計画された諸施策は、教授会に議案として提案され、審議の上、決定される。

〔学長〕

大阪音楽大学学則

(学長)

第48条 本学に学長を置く。学長は校務を掌り所属職員を統督する。学長の任用については別に定める。

学長の任用に関しては「学長任用規程」に基づいて行われる。本学の学長は、「組織運営規程」により併設する大阪音楽大学短期大学部の学長を兼務することとなっている。学長の選出は「学長選挙規程」に定める選挙人による選挙により行う。また、「学長辞任請求規程」がある。学長選挙の事務は選挙管理委員会が行う。学長の任期は下記のように定めている。

学長任用規程

(学長の任期)

第3条 大阪音楽大学学長と大阪音楽大学短期大学部学長の任期は同じとし、4カ年度とする。ただし、再任の場合の任期は2カ年度とする。
なお、年度途中において就任した場合も、当該年度を1カ年度とみなす。

〔教授会〕

学則において、教授会の設置ならびに下記の審議事項を定めている。

大阪音楽大学学則

(審議決定事項)

第54条 教授会において審議決定する事項は下記の通りとする。

(1) 学則の制定および改定に関する事項

- (2) 授業および研究に関する事項
- (3) 学生生活および勉学環境の整備に関する事項
- (4) 試験・入退学・卒業・賞罰等学生の身分に関する事項
- (5) 学長・名誉教授・教授・助教授・講師・助手・その他授業を担当する者の任免について理事会に推薦する事項
- (6) 他大学または短期大学との間の単位互換等、他の教育機関との協定に関する事項
- (7) その他大学に関する重要な事項

〔大学院運営委員会〕

大学院規則第4章第11条において各研究科の設置ならびに審議事項を定めている。
大学院規則

第11条

5. 委員会は次の事項を審議決定する。

- (1) 入学、修了に関する事項
- (2) 大学院規則、規程に関する事項
- (3) カリキュラムに関する事項
- (4) 試験及び審査に関する事項
- (5) 休学、復学、退学に関する事項
- (6) 除籍に関する事項
- (7) 人事に関する事項
- (8) その他、大学院に必要な事項

なお、各種委員会の名称や役割などは以下の通りである。

図表2-3-1 平成17(2005)年度各種委員会一覧

名 称	主な審議事項	構成員	備 考
大学運営会議	大学教育の基本方針をはじめ教育運営諸問題、カリキュラム編成、教育システム、成績評価基準及び、入試全般の検討、特別実習など。関係事務部門との連携。自己点検評価統括委員会との連携	学長、副学長、教育部長、学生部長、演奏部長、専攻科主事、アドミッション・センター長、各専攻・科目教育主任、学務事務部門長	
大学人事委員会	大学人事委員会規程第1, 2条。必要に応じて下部組織を置く。	学長、副学長、専任教員の選挙によって選出された委員	
演奏委員会	学内の演奏会等全般に関する立案・実施の支援及び調整。大学・短大定期演奏会等全学的行事の企画・立案。	演奏部長、専攻毎に学長・演奏部長から推薦された委員、学務事務部門長	短大と合同
学生生活委員会	学生生活全般の支援、学籍異動審議、奨学金給付に関する検討、学生相談、新入生ガイダンス・フレッシュマンキャンプの企画運営、学生の自主演奏活動支援、学生寮の諸問題、学生自治会	学生部長、学長・学生部長から推薦された委員、学務事務部門長	短大と合同
研究委員会	教員の研究のための諸問題の検討。研究助成制度に係る募集、申請の可否、学長・理事長への提案。附属機関間の共通課題の検討。研究紀要の発刊。	研究部長、図書館長、音楽博物館長、全教育領域から推薦された委員、研究事務部門長	短大と合同
大学専攻科運営委員会	カリキュラム、入学試験・学年末試験、その他教育に関する事項	大学専攻科主事、大学副学長、教育部長、各専攻から推薦された委員、学務事務部門長	
国際交流推進委員会	海外の大学・研究機関等との国際交流推進	学長並びに事務局長が推薦する若干名	短大と合同

アドミッション 事業委員会	アドミッション諸活動の推進、入試実施・運営の検討、受験講座・入試説明会等の運営、音楽普及活動の推進、入試関連情報収集	担当理事、センター長、センター長の推薦を受けた理事長任命委員、事務部門長（あるいは同部門長が指示する担当職員）	※ 短大と合同
エクステンション 事業委員会	在学生への進路支援、インターンシップへの取り組み、リカレント教育・生涯教育、卒業生人材派遣、卒業生への演奏機会提供、演奏員、留学・コンクール情報の提供	担当理事、センター長、センター長の推薦を受けた理事長任命委員、エクステンション事務部門長	※ 短大と合同
オペラハウス 運営委員会	複数年にわたる事業計画の策定、オペラハウス企画演奏会の実施・運営の検討、オペラハウス管弦楽団・合唱団の活動企画・運営	担当理事、オペラハウス館長、エクステンション・センター長、演奏部長、オペラハウス館長推薦委員、エクステンション事務部門長	※ 短大と合同
自己点検・評価 統括委員会	自己点検・評価組織規程第8条3項（自己点検評価に係る全学的な遂行・実施の統括）。必要に応じて下部組織を置く。	自己点検評価部長、大学副学長、短大副学長、担当理事、全自己点検評価委員長、短大ALLO、事務局長、企画事務部門長	※ 短大と合同
規程整備委員会	教授会・理事会との連携による規程の整備。	担当理事、学長から推薦された委員、企画事務部門長、事務局長から推薦された委員	※ 短大と合同
人権委員会	人権問題の啓発、人権に関わる事象の検討、ハラスメント防止の啓発	担当理事、学長から推薦された教授会構成員、事務局から推薦された事務職員	※ 短大と合同

（注： ※は学校法人設置委員会）

2-3-② 教育研究に関わる学内意志決定機関の組織が大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう十分に機能しているか。

本学の使命・目的に対応するために「運営会議」で常に審議検討し、大学教授会で審議決定するシステムをもっている。各会議はほぼ月例的に開催され、現在このような意志決定過程は有効に機能している。教授会、「運営会議」および各種会議の議事録は公開されている。学生の要求内容がどこにあるかという点については、常時開かれた体制にあり、「学務センター」を通じた相談、マン・ツー・マン教育における学生と教員の密度の高いコミュニケーション、学生による「授業アンケート」、多くの分野にわたり開催されている委員会、学生部長・学生生活委員会・担当事務スタッフによる面談等の機会を通じて把握できる体制にある。

（2）2-3の自己評価

学習者の要求に対応するため、大学の教育・研究運営機関が機能している。「運営会議」は毎月一回定期的に行われ、必要に応じて臨時の開催もあり、有効に機能している。教育目標を達成するため、全学的に教育の評価・改善を行う一連の仕組みを有しており、教育目標の確認と授業の成果、学生の行動目標に対する達成度評価を確認することで、教育の質の保証と適正化を図ると共に、継続的な教育改善に取り組んでいる。また本学では教職員が学生満足度の向上を業務の中心目標の一つとしている。教育点検の主要課題は教育研究の改善・向上を通じて学生満足度を高めることにあり、アンケート結果に基づいて、その向上を図る努力が継続的に行われていかなければならない。また教育改善の努力の成果として、学生が卒業後、社会で高い評価を獲得できるようにしなければならない。学生の要求に対応できる体制については、「運営会議」の下に「FD研究会」を設置している。

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

教育課程の編成は独自性を推進するものでありたいと考えており、社会的ニーズの把握を怠ることなく、カリキュラムの研究・開発を継続して行う。また「運営会議」を中心とする意志決定のシステムは、効率的で迅速な合意形成を目指していく。大学院教育については、社会的ニーズを踏まえつつ、育成する人材像明確にするとともに、特色ある大学院教育を推進する教育研究体制の構築を目指している。

【基準2の自己評価】

教育研究組織相互間の連携は教授会、「運営会議」、専攻科運営委員会が有効に機能しており、必要な企画を立案し、執行することができるよう保たれている。教養教育の面では、全学的審議機関と科目担当者の双方で全面的な検討に着手しており、建設的な改革案を策定したい。教育研究組織は音楽学部、音楽専攻科、大学院修士課程ともに意思決定過程が整備され、教育研究方針の審議が行われている。

【基準2の改善・向上方策（将来計画）】

- ・「運営会議」の中で検討されてきたFD活動については独立したFD委員会を設置し、FD活動を組織する準備を進める。
- ・基本的な教育組織と附属機関の関係を整備・整理し、効率的な運用を行う。
- ・考える力や判断力を養う教養教育について全学的なカリキュラム検討の中で新しい教育内容と方法を具体化する。